

流 通 審 第 6 号
令和 4 年 1 月 24 日

流山市教育委員会 様

流山市通学区域審議会
会長 遠藤 由樹



市野谷地区及び南流山地区の新設小学校通学区域の設定について（答申）

令和 3 年 8 月 24 日付け流教学第 614 号及び 615 号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市通学区域審議会（以下「審議会」という。）は、令和 3 年 8 月 1 日に流山市教育委員会から委嘱を受け、令和 3 年 8 月 24 日付け流教学第 614 号「市野谷地区の新設小学校通学区域の設定について」及び流教学第 615 号「南流山地区の新設小学校通学区域の設定について」で諮問を受けました。

諮問書では、令和 6 年度開校予定の市野谷地区及び南流山地区に建設される新設小学校の通学区域を設定することについて諮問を受けました。

2 審議会の会議の開催

(1) 令和 3 年 8 月 24 日から同年 9 月 17 日（書面会議）

ア （仮称）市野谷小学校通学区域について

イ （仮称）南流山第二小学校通学区域について

(2) 令和 3 年 12 月 17 日

ア （仮称）市野谷小学校及び南流山第二小学校通学区域について

イ 通学区域以外の意見について

(3) 令和 4 年 1 月 24 日

ア （仮称）市野谷小学校及び南流山第二小学校通学区域について

（答申審議）

審議会は8人の市民等と7人の関係団体の代表で組織し上記の審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 答申

(1) 通学区域設定における基準について

ア 学校規模

学校教育法施行規則第41条の規定により「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とされ中学校の学級数については、同規則第79条で第41条が準用されています。

イ 通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内であることと定められています。

ウ 通学経路について

法令としての規定はないが、文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針では、「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど、安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい」とされています。

エ 地域コミュニティについて

学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っているとともに、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要があります。

(2) (仮称)市野谷小学校の通学区域の設定について

ア 通学区域について

諮問のあった(仮称)市野谷小学校の通学区域の設定については、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等の規定等や現在就学している小学生の実態を踏まえて審議した結果、別図1のとおり答申いたします。

なお、通学区域変更に係る詳細な地番等については、通学区域の住所表示一覧表を作成し、明確に対応することが好ましいと考えます。

イ 附帯意見

(ア) 三輪野山4丁目の指定変更許可について

流山北小学校の通学区域ですが、おおたかの森小学校への指定学校変更が許可されている地域になります。おおたかの森小学校の教室不足解消対策の一つとして、(仮称)市野谷小学校への通学距離の方が近くなる地区があることから、令和6年開校後は、(仮称)市野谷小学校の指定変更許可区域とし、おおたかの森小学校への許可地域を見直していくことが好ましいと考えます。具体的には、令和5年度までに在籍した児童は、卒業までおおたかの森小学校へ通えるようにし、その児童が在籍期間中に就学する弟妹も卒業まで同じ学校に通えるように配慮することが望ましいと考えます。

(イ) 小学校6年生のおおたかの森小学校への就学について

市野谷の許可区域以外に居住する小学校6年生は、慣れ親しんだ小学校を卒業したいと考えている児童がいることから、通学区域変更後もおおたかの森小学校へ就学できるように対応すべきと考えます。また、その児童が在籍期間中に就学する弟妹も卒業まで同じ学校に通えるように配慮することが望ましいと考えます。

(ウ) おおたかの森小学校への許可区域を更に広げることについて

(仮称)市野谷小学校の建設理由が、おおたかの森小学校の教室不足解消であり、現在示している許可区域をこれ以上広げると、今後、おおたかの森小学校の教室不足を招く恐れがあるため、許可区域を更に広げることはすべきではないと考えます。

(3) (仮称)南流山第二小学校の通学区域の設定について

ア 通学区域について

諮問のあった(仮称)南流山第二小学校の通学区域の設定については、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等の規定等や現在就学している小学生の実態を踏まえて審議した結果、別図2のとおり答申いたします。

なお、通学区域変更に係る詳細な地番等については、通学区域の住所表示一覧表を作成し、明確に対応することが好ましいと考えます。

イ 附帯意見

(ア) 小学校6年生の南流山小学校への就学について

南流山第二小学校の通学区域になる小学校6年生は、慣れ親しんだ小学校を卒業したいと考えている児童がいることから、通学区域変更後も南流山小学校へ就学できるように対応すべきと考えます。また、その児童が在籍期間中に就学する弟妹も卒業まで同じ学校に通えるように配慮することが望ましいと考えます。

(イ) 南流山7丁目の南流山小学校への就学について

通学区域が（仮称）南流山第二小学校に変更となることで、元々、南流山小学校から通学距離が遠かった南流山7丁目の児童については、実質約190mさらに遠くなるとのことです。南流山7丁目の今後の児童数として、令和6年度に約160名、令和9年度に約170名を見込んでおり、木地区区画整理地区で今後も児童数が増加傾向であり、南流山小学校の教室不足の懼れがあることから、南流山7丁目全域を許可区域としていくよりも、特に遠い地域で、通学に困難がある児童等は、柔軟に対応していくことがよいと考えます。

(4) 通学路の安全について

（仮称）市野谷小学校及び（仮称）南流山第二小学校の通学路については、交通面及び防犯面の両面から、警察や各道路管理者など各関係機関と連携を図り、新設小学校開校までに現地点検を行い、必要な対策を講じるべきと考えます。

4 おわりに

つくばエクスプレス駅周辺では、土地区画整理事業の施行により、マンション、戸建て住宅の建設が進み、市外からの転入者、特に子育て世代の転入が多く、今後も児童数の増加が続くことが見込まれます。学校規模の面での教育の質の確保及び児童が安全で安心して学校生活を送ることができるように希望します。